

2020年7月2日

各位

会社名 GFA株式会社
代表者名 代表取締役 片田 朋希
(コード: 8783)
問合せ先責任者 経営企画部主任 西野 麻衣
(TEL 03-6432-9140)

(訂正) 「第三者割当による第6回新株予約権の発行に関するお知らせ」一部訂正に関するお知らせ

2020年7月1日に開示いたしました「第三者割当による第6回新株予約権の発行に関するお知らせ」に一部誤りがございましたので訂正いたします。本訂正に伴う、その他発行条件、発行日等については変更ございません。なお、訂正箇所には下線を付しております。

記

(別紙)

(本新株予約権 発行要項)

(訂正前)

<前略>

11. 本新株予約権を行使することができる期間

2020年7月18日から2022年7月17日までとする。但し、かかる期間の最終日が営業日でない場合にはその直前の営業日を最終日とする。また、振替機関が必要であると認めた日については本新株予約権の行使をすることができないものとする。営業日とは、日本の法令に従い、日本において銀行の休日として定められた日以外の日をいう。

<中略>

20. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

21. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

22. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

(訂正後)

<前略>

11. 本新株予約権を行使することができる期間

2020年7月18日から2022年7月17日までとする。但し、かかる期間の最終日が営業日でない場合にはその直前の営業日を最終日とする。営業日とは、日本の法令に従い、日本において銀行の休日として定められた日以外の日をいう。

<中略>

20. その他

(1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(2) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。

(3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

11. の一部、21. 22. の全文を削除及び22. の番号を変更

以上